

住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進の増強事業 事業プラン登録要綱

(制定) 令和5年2月28日付4都環公地温第2968号理事長決定

(目的)

第1条 この要綱は、住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進の増強事業実施要綱（令和5年2月1日付4環気地第171号。以下「実施要綱」という。）第10条第一号の規定に基づき、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が、東京都（以下「都」という。）の補助を受け事務を執行する住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進の増強事業（以下「本事業」という。）の初期費用ゼロサービス（以下「事業プラン」という。）の登録等に関する必要な手続き等を定め、業務の適正かつ確実な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、実施要綱において使用する用語の例による。

(事業プランの募集)

第3条 公社は、実施要綱第7条に規定する初期費用ゼロサービスの登録等にあたり、住宅用太陽光発電システム等の設置に係る住宅所有者の初期費用が不要なサービスを提供する事業者を募集する。ただし、次に掲げる者を除く。

- 一 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第二号に規定するものをいう。以下同じ。）
- 二 暴力団員等（暴排条例第2条第三号に規定する暴力団員及び同条第四号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
- 三 法人の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの
- 四 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者でその復権を得ないもの
- 五 税金の滞納があるもの、刑事上の処分を受けたものその他公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められないもの

(事業プランの要件)

第4条 公社は、次に掲げる要件を全て満たす事業プランを登録する。

- 一 太陽光発電システム等の設置に係る経費のうち、設備費（太陽光発電システム等の設備の購入等に要する経費）について、住宅所有者が負担する初期費用が不要なサービスであること（工事費のみ住宅所有者が負担する事業プランは初期費用ゼロに含む）。なお、実施要綱第3条第五号から第八号までのいずれにも該当しない太陽光発電システム等の販売（割賦販売を含む。）に係るものを除く。
- 二 設置される太陽光発電システム等が、停電時においても電気供給を継続する機能を有していること。

- 三 太陽光発電システム等が故障した場合、事業者又は機器製造者による速やかな交換又は修理が行われるサービスが、契約期間中、付帯していること。
- 四 交付される助成金総額が、住宅所有者の契約した登録事業プランの契約期間内のサービス利用料金等の合計額から控除されている（屋根借りの場合は、助成金総額が契約期間内の屋根の使用料の合計額に加算されている。）、又は住宅所有者に還元されるものであること。
- 五 太陽光発電システム等又は当該設備の取付工事が原因で生じた身体障害又は財物損壊に起因する賠償責任補償が付加されていること。
- 六 設置施工の安全性確保について、対象機器が立地上又は構造上危険がないことを確認すること。また、公社が求めた場合には、安全性等を確認する書類の提出に応じること。
- 七 周辺環境への配慮に係る関係ガイドラインの遵守について、『太陽光発電の環境配慮ガイドライン（環境省）』に準拠するとともに、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」で定める日常生活の騒音・振動の基準を遵守すること。
- 八 太陽光発電システムが次の要件を全て満たしていること。
 - ・太陽光発電設備を構成するモジュールが、一般財団法人電気安全環境研究所（JET）が定める JETPVm 認証のうち、モジュール認証を受けたものであること若しくは同等以上であること又は国際電気標準会議（以下「IEC」という。）の IEC61215-1 制度に加盟する認証機関による太陽光モジュール認証を受けたものであること（認証の有効期限内の製品に限る。）。
 - ・未使用品であること。
- 九 蓄電池を設置する場合は、設置する蓄電池が次の要件を全て満たしていること。
 - ・定置用であること。
 - ・未使用品であること。
- 十 住宅所有者との契約について、契約期間が 10 年以上であること。
- 十一 太陽光発電システムから得られる環境価値について、住宅所有者から譲渡を受ける事業プランにおいては、譲渡を受けた環境価値については、都内で活用するものであること。ただし、固定価格買取制度の活用は可とする。

（事業プランの登録申請）

- 第 5 条 本事業の助成対象事業の実施にあたり、事業プランの登録を申請する事業者（以下「プラン申請事業者」という。）は、公社が別に定める期間（天災地変等プラン申請事業者の責に帰すことのできない理由として公社が認める場合にあっては、公社が認める期間）内に、事業プラン登録申請書（プラン様式 1）その他の別表 1 に掲げる書類を公社に提出するものとする。
- 2 公社が受付した申請書類に不備がある場合において、プラン申請事業者が公社が修正を求めた日の翌日から起算して 3 か月以内にプラン申請事業者が当該不備の修正を行わないときは、その申請が撤回されたものとみなす。

(申請の受理及び決定)

第6条 公社は、前条の事業プラン登録申請書の提出を受けた後、順次審査を行い、登録の可否を決定する。

- 2 公社は、前項において、事業プランの登録を決定した場合にあっては、事業プラン登録決定通知書（プラン様式6）により、その旨をプラン申請事業者に通知するとともに、登録したプランを公社のホームページに掲載するものとする。
- 3 公社は、第1項の決定において、事業プランの登録を行わない決定をした場合にあっては、事業プラン登録非承認通知書（プラン様式7）により、その旨を事業プラン申請事業者に通知するものとする。

(プラン登録事業者の責務)

第7条 公社は、前条第1項の規定によるプラン登録の決定に当たっては、同条第2項の規定によりプラン登録承認の通知を受ける事業者（以下「プラン登録事業者」という。）に対し、次に掲げる条件を付するものとする。

- 一 住宅所有者からの登録事業プランに関する問合せ等に誠実に対応すること。
- 二 登録事業プランに関する苦情やトラブルに対し、誠実に対応すること。
- 三 登録事業プランについて、自社のサービスが本事業の登録事業プランとして登録された旨を公表するとともに、標準価格及び当該登録事業プランを利用することにより利用料が低減される旨（屋根借りの場合は、屋根の使用料が加算される旨）を公表すること。

(登録決定の取消し)

第8条 公社は、プラン登録事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第6条1項の規定による登録決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。
 - 二 登録決定の内容又は目的に反したサービスを行ったとき。
 - 三 本事業における都又は公社の指示に従わなかったとき。
 - 四 登録決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が暴力団員等又は暴力団に該当するに至ったとき。
 - 五 その他登録決定の内容、これに付した条件、その他法令又は実施要綱、本登録要綱並びにその他公社が定める規定に違反したとき。
- 2 公社は、前項の取消しを行う場合には、あらかじめ都と協議するものとする。
 - 3 公社は、第1項の規定による取消しを行う場合は、速やかに当該プラン登録事業者に事業プラン登録決定取消通知書（プラン様式8）により通知するものとする。

(登録プランの変更)

第9条 プラン登録事業者は、登録した事業プランの変更を行う場合は、事前に、事業プラ

ン登録内容変更申請書（プラン様式9）その他の別表2に掲げる書類を公社に提出するものとする。

2 公社は、前項の申請を受け、その内容が妥当であると認めるときは、当該変更を承認するものとする。

3 公社は、前項の承認を行うときは、事業プラン登録内容変更承認通知書（プラン様式10）により、その旨を当該プラン登録事業者に通知するものとする。

（事業者情報の変更に伴う届出）

第10条 プラン登録事業者は、法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地等を変更した場合は、速やかに、事業プラン登録事業者名称等変更届（プラン様式11）その他の別表3に掲げる書類を公社に提出するものとする。

（事業者の変更に伴う届出）

第11条 法人の合併、分割等によって、プラン登録事業者に変更が生じた場合は、速やかに、事業プラン登録事業者変更届（プラン様式13）その他の別表4に掲げる書類を公社に提出するものとする。

（登録プランの取下げ）

第12条 プラン登録事業者は、登録されたプランの取下げを行うときは、事業プラン登録取下申請書（プラン様式14）を公社に提出ものとする。

2 公社は、前項の申請を受け、その内容が妥当であると認めるときは、事業プラン登録取下承認通知書（プラン様式15）により通知及び当該申請を承認するとともに、登録した当該登録プランを抹消するものとする。

（指導・助言）

第13条 公社は、本事業の適切な執行のため、プラン申請事業者及びプラン登録事業者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

（個人情報等の取扱い）

第14条 公社は、本事業の目的を達成するために、本事業の実施に関し知り得たプラン申請事業者及びプラン登録事業者に係る情報等を、必要な範囲内において、都に提供する。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を行うための必要な事項は、公社が別に定める。

2 要綱から明確に判断できない事項等、要綱の解釈に疑義が生じた場合は、その都度公社が判断し、都と協議した上で対応方法を決定するものとする。

附 則（令和 5 年 2 月 28 日付 4 都環公地温第 2968 号）
この要綱は、令和 5 年 2 月 28 日から施行する。

別表1 提出書類リスト（プラン登録申請時）

No.	提出書類	様式番号	備考
1	申請書類チェックリスト		
2	事業プラン登録申請書	プラン様式1	
3	事業プランの内容	プラン様式2	
4	料金比較表	プラン様式3	<ul style="list-style-type: none"> ・別途、月々の支払額及び契約期間内の支払総額が分かる資料を添付すること。 ・支払額が決まっているプランの場合は、原則、全ての料金体系について提出すること。 ・設置する設備の条件等により契約時に支払額を決定する場合は、想定資料を提出すること。
5	誓約書	プラン様式4	
6	口座登録届出書	プラン様式5	<ul style="list-style-type: none"> ・助成金の振込先口座（口座名義、口座番号）が確認できる資料（通帳等の写し）を添付すること。 ・プランの追加登録時において、登録済みの口座と変更がない場合は提出不要
7	会社の登記簿謄本の写し		<ul style="list-style-type: none"> ・現在事項全部証明書 ・発行から3カ月以内のもの。 ・プランの追加登録時は提出不要
8	事業プランに係る住宅所有者との契約書のひな型		事業プランの要件が分かるようにすること。
9	プランの概要資料		リーフレット、ホームページ、公表資料の写し等（新規事業等により提出できない場合は理由書を添付すること。）
10	その他公社が必要と認める書類		

別表2 提出書類リスト（プラン内容変更時）

No.	提出書類	様式番号	備考
1	申請書類チェックリスト		
2	事業プラン登録内容変更申請書	プラン様式9	
3	事業プランの内容	プラン様式2	
4	料金比較表	プラン様式3	<ul style="list-style-type: none">・別途、月々の支払額及び契約期間内の支払総額が分かる資料を添付すること。・支払額が決まっているプランの場合は、原則、全ての料金体系について提出すること。・設置する設備の条件等により契約時に支払額を決定する場合は、想定資料を提出すること。
5	事業プランに係る住宅所有者との契約書のひな型		事業プランの要件が分かるようにすること。
6	プランの概要資料		リーフレット、ホームページ、公表資料の写し等(変更がある場合、添付すること。)
7	その他公社が必要と認める書類		

別表3 提出書類リスト（事業者名称等変更時）

No.	提出書類	様式番号	備考
1	申請書類チェックリスト		
2	事業プラン登録事業者名称等変更届	プラン様式 11	
3	プラン登録事業者の変更に伴う交付決定済み案件変更内容及び案件一覧	プラン様式 12	
4	事業プランの内容	プラン様式 2	事業プランに関する問い合わせ先等（URL・電話番号等）が変更になる場合は提出すること。
5	口座登録届出書	プラン様式 5	助成金の振込先口座（口座名義、口座番号）が確認できる資料（通帳等の写し）を添付すること。
6	会社の登記簿謄本の写し		<ul style="list-style-type: none"> ・履歴事項全部証明書に限る。 ・発行から3カ月以内のもの。
7	その他公社が必要と認める書類		

別表4 提出書類リスト（事業者変更時）

※ プランの内容に変更がある場合は、別表2の資料も併せて提出すること。

No.	提出書類	様式番号	備考
1	申請書類チェックリスト		
2	事業プラン登録事業者変更届	プラン様式 13	
3	プラン登録事業者の変更に伴う交付決定済み案件変更内容及び案件一覧	プラン様式 12	
4	事業プランの内容	プラン様式 2	
5	誓約書	プラン様式 4	変更後の事業者について提出すること。
6	口座登録届出書	プラン様式 5	助成金の振込先口座（口座名義、口座番号）が確認できる資料（通帳等の写し）を添付すること。
7	会社の登記簿謄本の写し		<ul style="list-style-type: none"> ・履歴事項全部証明書に限る。 ・発行から3カ月以内のもの。
8	事業プランに係る住宅所有者との契約書のひな型		事業プランの要件が分かるようにすること。
8	その他公社が必要と認める書類		